

# ペーパーレスニュース

発行No.PL-142

発行者:日本知的財産協会

発行日 2022年3月14日

情報システム委員会

テーマ	2022年4月1日以降の改正・変更等について
<p>2022年3月に、特許庁より当会に対して下記の連絡がありましたので、お知らせいたします。</p> <p><b>[背景・概要]</b></p> <p>2022年4月1日以降、以下の法改正を含む変更が行われます。</p> <p>一部、インターネット出願ソフトの操作等に影響を及ぼすものがあることから、今一度ご確認と周知をよろしくお願いいたします。</p> <p><b>1. サポートセンター受付対応時間変更について</b></p> <p>2022年1月に電子出願ソフトサポートサイトに掲載されている通り、電子出願ソフトサポートセンターの受付時間が以下の通りされます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●受付時間変更日:2022年4月1日</li><li>●変更後の受付時間: 平日 9:00～18:15 (閉庁日は除きます。)</li></ul> <p>なお、電子出願ソフトの新バージョンリリース後、閉庁日5日間は以下の通り受付時間を延長いたします。</p> <p>平日 9:00～19:00 (閉庁日は除きます。)</p> <p>詳細は[電子出願ソフトサポートサイト]の以下をご参照ください。 <a href="http://jpo.go.jp">電子出願ソフトサポートサイト (電子出願ソフトサポートセンター受付時間変更のお知らせ)</a> (<a href="http://jpo.go.jp">jpo.go.jp</a>)</p> <p><b>2. 2022年4月1日施行の料金改定に関する留意点について</b></p> <p>2022年4月1日以降、以下の料金が改定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特許料 (平成16年4月1日以降に審査請求をした出願)</li><li>・商標登録料</li><li>・国際出願(特許、実用新案)関係手数料</li><li>・国際登録出願(商標)関係手数料</li></ul> <p>注意事項含め、詳細は[電子出願ソフトサポートサイト]の以下をご参照ください。 <a href="http://jpo.go.jp">電子出願ソフトサポートサイト (2022年4月1日施行の料金改定について)</a> (<a href="http://jpo.go.jp">jpo.go.jp</a>)</p> <p>●注意</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 基本的に、出願日・登録日などに係らず、<b>納付書を提出した日の料金が適用されます</b></li><li>2. 商標の分割納付の後期分は、前期分と同じ料金が適用されます</li><li>3. <b>商標権の更新登録申請</b>のできる期間は、<b>存続期間満了の6か月前から満了の日までの間</b>です</li><li>4. 電子現金納付(ペイジーによるATMやインターネットバンキング)での支払や、予納台帳への入金を行っただけでは、どの案件に対する納付か分からないため、<b>手続をした事に</b></li></ol>	

なりません(必ず納付書を提出してください。)

5. 2022年3月は手続が集中すると予想されるため、トラブルが発生したり、特許庁や電子出願ソフトサポートセンターに電話が繋がりにくくなる恐れがあります  
期日の余裕をもってお手続きいただきますようお願いいたします。

●電子出願の環境が整っておられない方へ

1. 以下の納付書は、電子化手数料が不要です

電子出願の環境が整っておられない場合は、書面で提出してください。

※商標権存続期間更新登録申請書は電子化手数料が必要です。ご注意ください。

- ・ 特許料納付書
- ・ 実用新案登録料納付書
- ・ 意匠登録料納付書
- ・ 商標登録料納付書
- ・ 防護標章登録料納付書
- ・ 防護標章更新登録料納付書

2. 電子出願を始められる場合は、電子証明書の手入、カードタイプの証明書の場合はICカードリーダーの購入、設定等の事前準備が必要です

●大量に納付される予定の方へ

1. 大量の特許料納付書を提出される場合は、併合納付をご検討ください

※商標は併合納付ができません

併合納付は、最大1000件を1通の特許料納付書で納付できるため、書類数が少なくなり、通信トラブル等が発生しにくくなります。

2. 指定立替納付(クレジットカード納付)をご利用の場合

利用可能額に余裕があっても、クレジットカード会社側のシステムが「通常の利用傾向と異なる」と判断した場合、利用承認(決済)ができない場合があります。

3. 電子現金納付・指定立替納付(クレジットカード納付)の場合

土日祝日は、システムのメンテナンスにより、利用できない場合があります。

なるべく平日の日中帯にお手続きください。

4. 大量納付により、1か月の納付情報が照会可能な件数を超えると、オンラインによる納付情報の照会ができない場合があります

納付情報は書類数に比例するため、併合納付であれば件数を抑制できます。

併合納付が可能な場合は、ご利用をお願いいたします。

対象となる機能

- ・オンライン予納照会 (1日~1か月単位)
- ・口座振替情報照会 (1か月単位)
- ・指定立替納付照会 (1か月単位)

●併合納付の記載方法(電子申請用)

1. 併合納付の記載方法は、以下をご覧ください

→ [「特許料納付書（年金併合）の記載方法」](#)

以下の点にご注意ください。

特許権者	特許権者ごとに、納付書を分けて作成してください。
納付者	納付者ごとに、納付書を分けて作成してください。
納付方法	全件の合計金額を納付するため、納付方法は1つです。 納付方法を分ける場合は、納付方法ごとに、納付書を分けて作成してください。
納付年分	<b>「第1年分」は記載できません。</b> 第1年分を含む案件は、納付書を分けて作成してください。

2. 【特許料の表示】は、納付方法に合わせて以下のように記載してください

電子現金納付の場合

【納付番号】 16桁の数字を、4桁毎に“-”を入れて記載

【納付金額】を記載するとエラーになります。記載しないでください。

納付番号を取得するときに、全件の合計額で取得してください。

予納の場合

【予納台帳番号】 6桁の数字を記載

【納付金額】 併合する全件の合計金額を、数字のみで記載

口座振替の場合

【振替番号】 8桁の数字を記載

【納付金額】 併合する全件の合計金額を、数字のみで記載

指定立替納付(クレジットカード納付)の場合

【指定立替納付】 ←ここには何も記載しない

【納付金額】 併合する全件の合計金額を、数字のみで記載

以上

[委員会担当:長尾]